

宋銭の流出と「倭船入界之禁」

高 銀美

宋朝が出した日本船関連の法令に「倭船入界之禁」というものがある。「倭船入界之禁」というのは、ある入国管理規定をもうけてそれに違反した日本船を取り締まる制限令で、銅銭の流出を防ぐために1258年以前から存在していたことが確認される。南宋では銅銭の流出防止策として日本船を制限する必要性が主張されていたが、その主張が出された時期とつぎ合わせて「倭船入界之禁」が制定された時期を考えると、1251年から1258年の間ということになる。1250年代には日本船の銅銭流出が甚だしく、その入国を制限する必要性が提案されるレベルに達したので、実際それを制限する法令が出されたのであろう。1240年代に確認される事例からすると、日本船は一度に年間鑄造量の10%以上を持ち出しており、南宋が日本船を特定して禁令を出したとしても不思議ではない。このような大量の銅銭が日本へ流出された背景には1160年代から始まった南宋の紙幣併用政策があったと思われる。

しかし、「倭船入界之禁」が出されたにも関わらず、慶元市舶司は貿易からの収入のため禁令を守らなかった。南宋は財政に商業の占める比重が高く、市舶の収入を求めて市舶官に諸外国との貿易の拡大を指令したので、市舶官は収益のノルマのため、密輸の監督が疎かになった。宋朝自身が市舶からの財政源に大きく依存している限り、銅銭の流出は防ぎようがなかったのであろう。それだけではなく、南宋は軍需品確保のためには銅銭流出をある程度容認しており、硫黄という軍需品を載せた日本船の入国までは禁止できない事情もあった。また、硫黄とともに日本の主要輸出品であった木材も海船の材料という軍需品の性格を帯びていたので、宋の日本船制限令はますますその実行力を失ったのであろう。